

資料4

報告事項4 習志野市都市計画マスタープランの 改訂について

注)現在の計画名称は「習志野市都市マスタープラン」であるが、都市計画分野のマスター^プ
ランであることを明確にするため、改訂後は「習志野市都市計画マスタープラン」と称する。



1.都市計画マスターplanとは

◆都市計画マスターplanとは

- 正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2)のこと。
※ 1992年(平成4年)の都市計画法改正により創設

【都市計画法第18条に2(抜粋)】

- 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

- 都市計画マスターplanは、議会の議を経て定められた「基本構想」、および県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、市町村が定める。
- 都市づくりの具体性ある将来ビジョンを示し、個別具体的な都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするもの。(法改正当時の建設省都市局長通達)

1.都市計画マスターplanとは

◆習志野市 都市計画マスターplanの位置付け

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスターplan)
「千葉県策定」 R8年度策定予定

習志野市総合計画
基本構想・基本計画
(R8年4月 次期計画策定)

習志野市都市計画マスターplan (R8年度末 改訂予定)

個別の都市計画
地域地区に関する計画
都市施設に関する計画
市街地開発事業に関する計画
地区計画等の計画

関連計画
住生活基本計画
下水道基本計画
立地適正化計画
など

即す

即す・整合

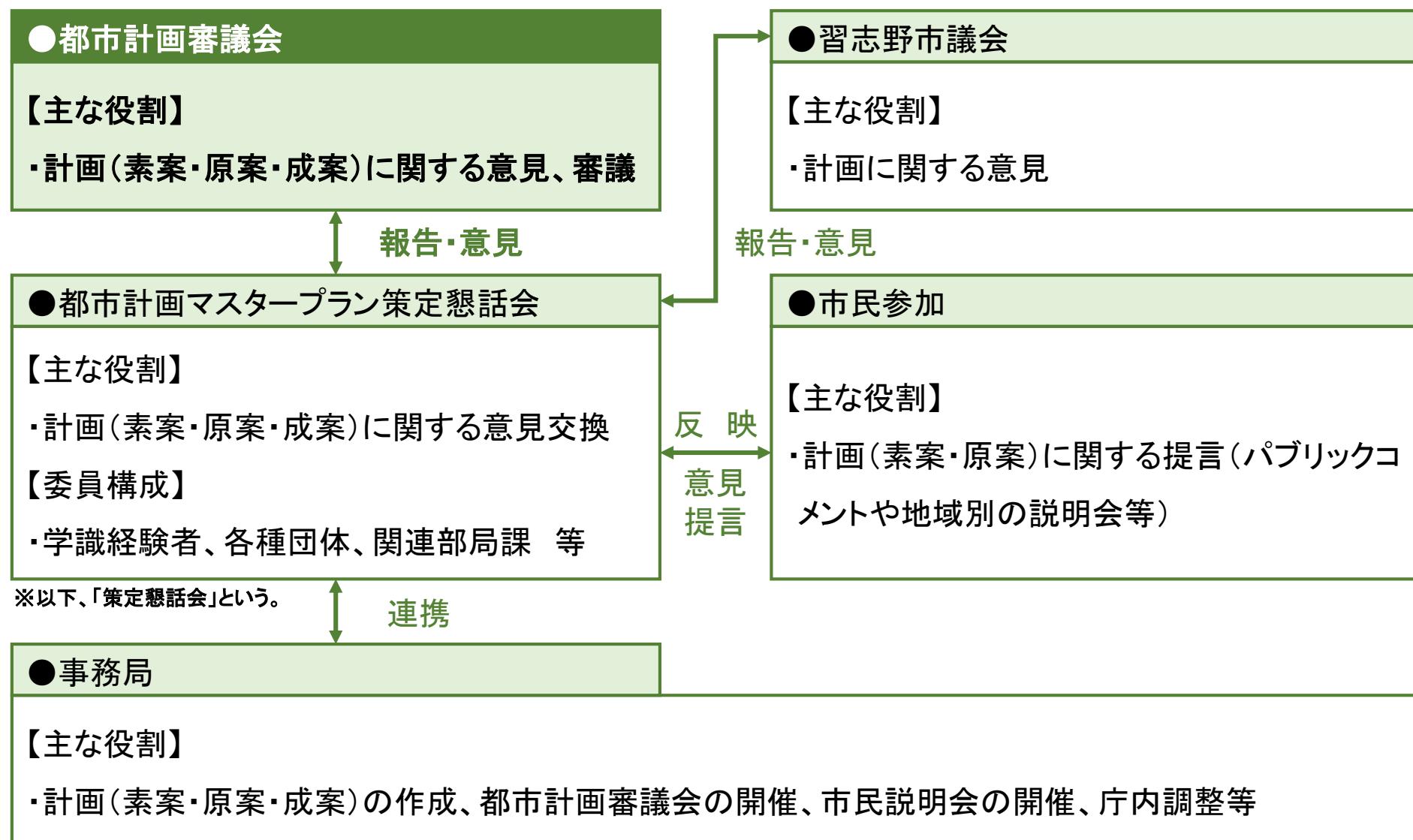
即す

即す

即す

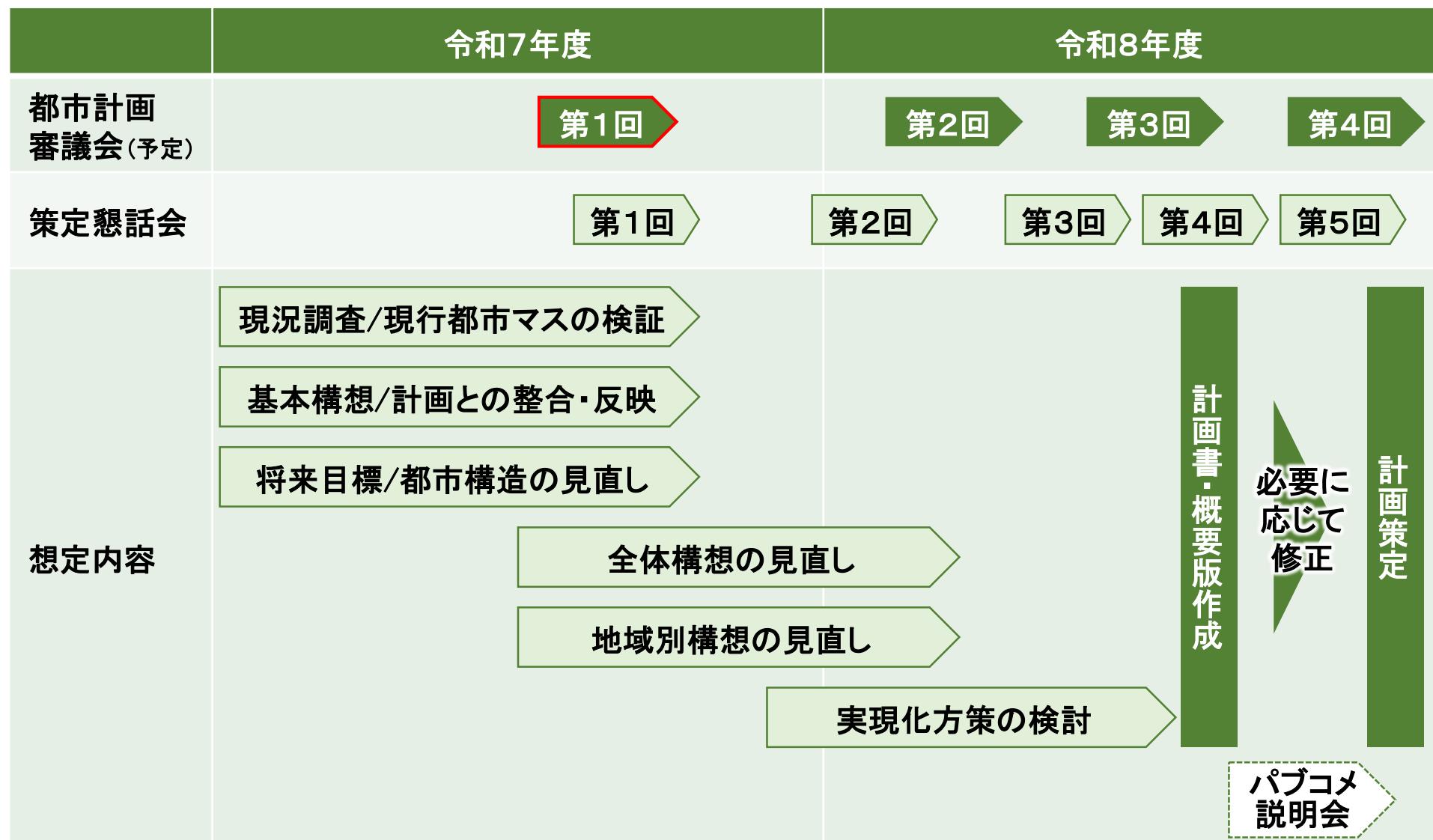
2.都市計画マスターPLANの改訂に向けた体制

◆習志野市 都市計画マスターPLANの検討体制



3.都市計画マスターplanの改訂手順

◆習志野市 都市計画マスターplanの改訂スケジュール(予定)



4. 現在の都市マスタープランの構成

◆ 習志野市 都市マスタープランの構成

【序】総論

- 都市マスタープランの目的と役割

- 都市マスタープランの概要

【1】将来都市構造

- 習志野市の現況と課題

- 都市づくりの目標

- 将来人口フレーム

- 将来都市構造

【2】部門別の方針

- 土地利用方針
- 道路・交通体系の方針
- 下水道の方針
- 緑と水の方針
- 住宅・住環境の方針
- 都市防災の方針
- 都市景観の方針

【3】地域別の方針

- 谷津・谷津町・奏の杜地域
- 藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地域
- 大久保・泉町・本大久保・花咲・屋敷地域
- 東習志野・実穂・実穂本郷・新栄地域
- 袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地域

【4】都市マスタープランの実現に向けて

- 都市マスタープランの実現化

- 協働型のまちづくりの推進

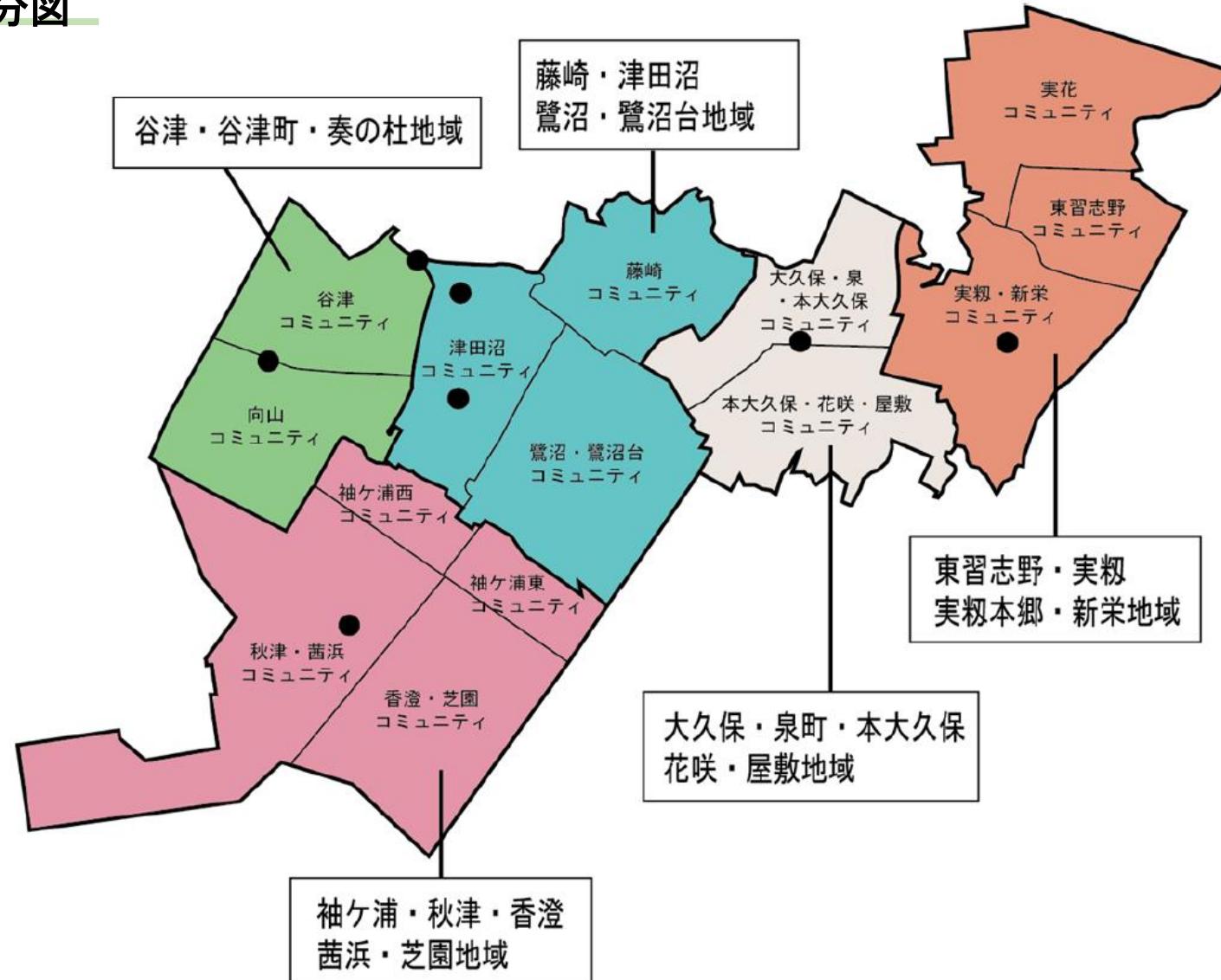
4. 現在の都市マスタープランの構成

◆将来都市構造図



4. 現在の都市マスタープランの構成

◆地域区分図



注: ●は駅を示す。

5.都市計画マスターplanの改訂の視点

◆都市計画マスターplanの改訂の視点

現在の都市マスターplan(平成27年3月改訂)

人口減少・災害の激甚化等の
社会情勢の変化

まちづくり政策の
見直し・充実

次期習志野市基本構想
および基本計画の策定

現在の都市マスターplanの構成や地域区分は踏襲しつつ、以下の視点で修正

●改訂の視点

1

習志野市基本構想・基本計画との整合

2

上位計画・関連計画との整合

3

都市整備状況等を踏まえた修正

4

市民の意見を踏まえた修正

5

国のまちづくり政策等を踏まえた修正

5.都市計画マスターplanの改訂の視点

◆習志野市基本構想(参考)

習志野市基本構想は、本市の基本理念である「文教住宅都市憲章」に次いで、本市のあらゆる計画の最上位に位置付けられる計画で、習志野市が目指すべきまちの姿である将来都市像や、将来都市像を実現するための要素(ピース)、まちづくりの基本的な考え方等を明らかにするとともに、市民と市が一体となってまちづくりを推進していくための方針となるものです。

-みんなで目指す習志野市の将来都市像-

多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野

●まちづくりの基本的な考え方

「多彩で豊かな交流」を培います

「交流が広がるまち」を育みます

●都市空間形成の基本的な考え方

コンパクトな生活圏の
維持と形成

新習志野駅勢圏の
活性化

中心市街地への
求心力向上

自然景観を活用した
魅力の創出

5.都市計画マスタープランの改訂の視点

習志野市基本構想・基本計画との整合

●目標年次や都市計画・都市整備に関する課題意識の反映

- ・目標年次を「令和9年(2027)～令和28年(2046)」とする
- ・少子高齢化や外国人の増加する社会への対応
- ・バリアフリーの都市環境、ウォーカブルな市街地づくり
- ・官民連携による公共空間の有効活用、多様な参加主体によるまちづくり 等

●将来人口や将来都市像、まちづくりの基本的な考え方、都市空間形成の基本的な考え方、まちづくりに関する事項の反映

◎将来都市像『多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野』

- ・コンパクト プラス ネットワークの都市構造の構築
- ・駅周辺での生活拠点機能の集積と官民連携による多彩な交流空間の形成
- ・新習志野駅勢圏の活性化に向けた土地利用の検討
- ・地域固有の自然環境や資源を活用した個性あるまちづくり 等

●部門別の方針や地域別の方針への反映

●都市計画マスタープランの実現に向けた方策の反映